

2 農業経営改善関係資金

令和7年6月版

1 制度の概要（平成14年度創設）

経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう、前向き投資に関する資金について内容を体系的に整理し、融資手続の一元化を図ったもの。この制度に規定される農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金の5資金を、特に農業経営改善関係資金という。

「農業経営改善関係資金基本要綱」（以下「基本要綱」という。）により、前向き投資のための制度資金借入について、事務の流れを規定し、各機関の役割を示している制度である。

借入希望者が、認定農業者、認定新規就農者又は基本要綱第5の2の(5)に規定するいずれかに該当する者である場合は、経営改善資金計画について推進会議の認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画及び資金計画書の達成確実性、借入金の償還の確実性等を審査）を求めることとなっている。

2 事務の流れについて

基本要綱に基づく事務処理手続きは、おおむね2-2-5ページの「農業経営改善関係資金等の事務処理手続」のとおり。

3 各機関の役割

(1) 窓口機関

ア 関係書類の受理

基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下「窓口機関」という。）は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1（以下「経営改善資金計画書」という。））等を受理する際は、添付書類の不備がないか十分確認した上で受理すること。窓口機関は、関係書類の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知する。

なお、借入申込希望書兼経営改善資金計画書に添付する書類は、各資金及び各様式ごとに定められたとおりとする。

イ 同意書について

窓口機関は、書類の受理に当たり、借入希望者に対し、当該書類を関係機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の下段）により同意を求めることとする。

ウ 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認について

借入希望者が、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営んでいる場合は、家畜保健衛生所が交付する飼養衛生管理基準の遵守状況確認書を経営改善計画書に併せて提出させること。

エ 関係機関への書類送付

窓口機関は、借入希望者が特定の融資機関・取引のある融資機関による融資を希望している場合は、当該資金取扱い融資機関に関係書類を回付し、以後の手続は回付された融資機関が行う。

借入希望者に特定の資金希望等がない場合は、2-2-6 ページに基づき融資機関を選定し、選定された融資機関と借入申込案件が農業信用基金協会保証対象であり、かつ、借入希望者が全く保証を希望しない場合を除き農業信用基金協会（以下「協会」という。）に関係書類の写しを送付する。以後の手続きは、次の（２）のアを除き窓口機関が行う。

オ 融資審査結果の通知（借入希望者に特定の資金・融資機関の希望がない場合）

窓口機関は、融資機関から通知される融資審査結果を借入希望者に通知する。

窓口機関は、借入申込希望書等の受理から原則として、1 月半以内に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知する。

（２） 融資機関

融資機関は、借入希望者が認定農業者、認定新規就農者又は基本要綱第 5 の 2 の (5) に規定するいずれかに該当する者の場合には、次の手続きを行うこととする。

ア 融資機関（機関保証を希望する場合は農業信用基金協会を含む。）が、市町村特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）から資金の貸付けの認定等に関する事務を委任されている案件の場合

(ア) 融資機関は、融資審査を行うとともに、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画等と資金計画との整合性、農業経営改善計画（経営改善資金計画含む）の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

(イ) 融資機関が認定等を行った場合は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する（県参考様式 1）。

イ ア以外の案件

融資機関は、推進会議事務局に関係書類の写しを送付し、認定を求める（県参考様式 3）。

ウ 融資可否の通知等

融資機関は、窓口機関が関係書類を受理してから原則 1 月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、1 月半を超える場合には、その理由を借入希望者に通知する。

融資機関として融資できない可能性が高い場合は、窓口機関の書類受理から 3 週間以内に他の融資機関（日本政策金融公庫のときは民間金融機関、民間金融機関の場合は日本政策金融公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始する。

なお、窓口機関以外の融資機関が審査を行った場合は、融資審査結果を窓口機関に通知する。

エ 正式な借入手続

融資を行う場合は、融資審査結果通知を借入希望者に行うとともに正式な借入申込書（基本要綱参考様式 3 又は参考様式 3 を参考にして当該融資機関が定める様式（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式 4 又は参考様式 4 を参考にして当該融資機関が定める様式）））の提出を求める。

(3) 県地域振興局等

- ア 各種補助事業により対応できないかを検討し、補助事業による実施が望ましい場合は、その旨を融資機関に連絡するとともに、補助事業の導入について、借入希望者に指導する。
- イ 農業改良資金の場合は、改良措置に関する計画の認定（貸付資格の認定）を行う。
- ウ 借入希望者に対する融資後の経営指導など
- エ 利子補給等の承認に係る事前調査

(4) 市町村

- ア 各種補助事業により対応できないかを検討し、補助事業による実施が望ましい場合は、その旨を融資機関に連絡するとともに、補助事業の導入について、借入希望者に指導する。
- イ 借入希望者に対する融資後の経営指導など
- ウ 利子補給等の承認に係る事前調査

(5) 市町村特別融資制度推進会議

- ア 事務局は、窓口機関（資金が特定されている場合は、資金を取り扱う融資機関）から関係書類の写しの送付を受けた場合、直接関係を有する構成員へ関係書類の写しを送付する。
- イ 審査は、極力案件ごとに融資機関（機関保証を希望する場合は基金協会を含む。）への文書持回り方式で行い、直接関係を有する機関から書類の修正等について連絡があった場合は、速やかに融資機関に修正等を求めること。

なお、会議方式により審査を行うのは、市町村特別融資制度推進会議設置要領等に基づき、地域振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限るものとされている。

- ウ 認定通知にあたっては、認定農業者の場合は、融資審査等総括表（基本要綱参考様式2（第5の6関係））、認定農業者に認定された際の農業経営改善計画及び同認定書の写しを添付するものとし（県参考様式4-1）、認定新規就農者の場合は、融資審査等総括表（基本要綱参考様式2（第5の6関係））、認定新規就農者に認定された際の青年等就農計画及び同認定書の写しを添付するものとする（県参考様式4-2）。

また、融資機関に委任した案件について、融資機関から報告された内容は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知する。

- (ア) 助成地方公共団体
助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
- (イ) その他の機関
推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

(6) 市町村農業金融運営協議会

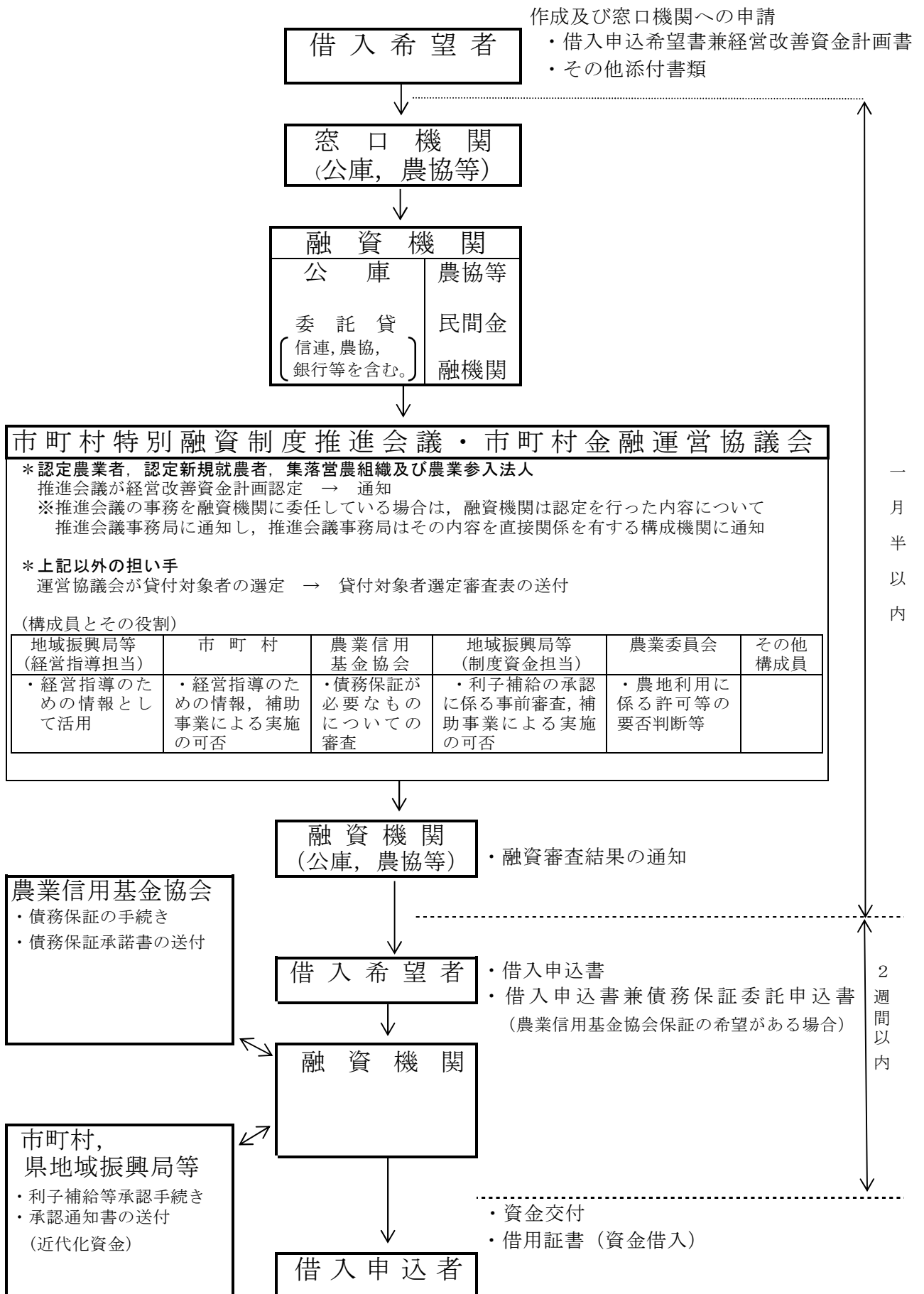
借入希望者が、認定農業者又は基本要綱第5の2の(5)に規定するもの

外である場合は、市町村農業金融運営協議会で審査し、貸付適格対象者の選定及び選定審査表を作成を行う。

4 留意事項

- (1) 窓口機関による融資可否の通知は、基本要綱第5の6の(4)の融資機関による融資審査結果の通知と重複するので省略できるものとする(県参考様式5-1)。
また、融資を行わないときは、融資機関(利用資金が特定されない場合は窓口機関)が総括表(基本要綱参考様式2(第5の6関係))を添付してその理由を説明するものとする(県参考様式5-2)。
- (2) 窓口機関、融資機関及びその他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、基本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うこと。
- (3) 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、基本要綱第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(基本要綱別紙1の下段)により同意を求めることとする。
- (4) 融資機関は、基本要綱第3の4の(2)に基づき借入者から提出される経営状況の報告書(経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間)を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うこと。

5 農業経営改善関係資金等の事務処理手続



6 窓口機関の事務処理（適切な資金及び融資機関の選定）の考え方について

（１） 借りようとする資金の指定があった場合

借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の提出を受けた窓口機関は、「借入希望制度資金」欄で特定の指定があった場合は、農業経営改善関係資金基本要綱の第３のとおり、その資金を取り扱う融資機関に関係書類を回付し、以後はその融資機関が事務処理手続きを行う。

借入申込希望書兼経営改善資金計画の「借りようとする資金」欄で以下の指定があったとき、

- ア 「公庫資金」の場合 → 日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が取り扱う。
- イ 「近代化資金」の場合 → 農協・銀行等が取り扱う。

なお、資金の指定があった場合でも、金利や事業費に対する融資率、無担保・無保証人制度の有無、償還期限等を勘案して、農業者が不利益を被らないよう留意すること。

（２） どの資金でもよいとする場合

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の「借入希望制度資金」欄で「どの資金でも可」とする場合、窓口機関は下記事項に留意して、公庫及び農協・銀行等と協議の上、最も適切な資金を選択し、当該資金を取り扱う融資機関において、以後の事務処理を行う。（農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、地域振興局等と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。）

- ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する。
- イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。
- ウ 借入額が認定農業者については、1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については、1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））。なお、借入額がそれぞれの借入限度額を超える場合は、超える部分については公庫が対応する（農業改良資金を除く）。
- エ これら以外については民間金融機関が対応する。

以上を基本とするが、資金選択にあたっては、金利、事業費に対する融資率、無担保・無保証人制度の有無、償還期限、貸付限度額を超える場合の取扱い等を十分勘案して、借入希望者が不利益を被らないよう留意すること。

7 参考様式

(県参考様式1)

令和 年 月 日
番 号

〇〇市特別融資制度推進会議会長 殿

融資機関名
(代表者名)

〇〇市特別融資制度推進会議から委任を受けた事務
に係る認定内容について（通知）

このことについて、下記のとおり認定したので通知します。

記

借入希望者の氏名 :
住 所 :
認 定 年 月 日 : 令和 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号

資 金 名 :
貸付実行予定額 : 円
貸付実行予定日 : 令和 年 月 日
償 還 方 法 :
年 償 還 回 数 :
償 還 期 限 等 : 年（うち据置 年）

*添付書類について

添付書類は、助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な書類及び推進会議が特に営農指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な書類のうち借入希望者の同意があるものに限ること。

(県参考様式2)

令和 年 月 日
番 号

鹿児島県知事 殿

融資機関名

農業近代化資金のクイック融資に係る貸付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で提出した農業近代化資金利子補給承認申請に係る案件について、下記のとおり貸付決定したので通知します。

記

認 定 期 日 : 令和 年 月 日
貸 付 決 定 日 : 令和 年 月 日
貸 付 決 定 金 額 : 円

(県参考様式3)

令和 年 月 日

関係機関の長 殿

融資機関名

令和 年 月 日付けで受理した借入申込希望書兼経営改善資金計

画書及び関係書類について、別添のとおり副本（写）を送付します。

なお、内容に不備等ございましたら、当機関あて連絡してください。

融資機関連絡先：

担 当 者 名 ：

(県参考様式4-1)

令和 年 月 日
番 号

融資機関の長 殿

市町村特別融資制度推進会議会長
〇〇市町村長

経 営 改 善 資 金 計 画 認 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで提出のあった下記1の認定農業者に係る経営改善資金計画については、農業経営改善資金関係基本要綱第5の2の(4)、(5)により、農業経営改善計画を資金面に投影した経営改善資金計画として適当である旨認定しました。

記

1 農業経営改善計画認定番号等

認定農業者名 :
住 所 :
認 定 期 日 : 令和 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号
認定の有効期間: 令和 年 月 日まで

2 経営改善資金計画

認 定 期 日 : 令和 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号

経営改善資金計画認定金額 (単位: 千円)

年度	(年度)
農業近代化資金(特例)	
農業経営基盤強化資金	

3 その他の添付資料

- (1) 融資審査等総括表(農業経営改善関係資金基本要綱 参考様式2(第5の6関係))
- (2) 農業経営改善計画書及び同認定通知書の写し

(県参考様式4-2)

令和 年 月 日
番 号

融資機関の長 殿

市町村特別融資制度推進会議会長
〇〇市町村長

経 営 改 善 資 金 計 画 認 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで提出のあった下記1の認定新規就農者に係る経営改善資金計画については、農業経営改善資金関係基本要綱第5の2の(4)、(5)により、青年等就農計画を資金面に投影した経営改善資金計画として適当である旨認定しました。

記

1 青年等就農計画認定番号等

認定新規就農者名 :
住 所 :
認 定 期 日 : 令和 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号
認定の有効期間 : 令和 年 月 日まで

2 経営改善資金計画

認 定 期 日 : 令和 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号

経営改善資金計画認定金額 (単位: 千円)

年度	(年度)
農業近代化資金	
経営体育成強化資金	
青年等就農資金	

3 その他の添付資料

- (1) 融資審査等総括表(農業経営改善関係資金基本要綱 参考様式2(第5の6関係))
- (2) 青年等就農計画及び同認定通知書の写し

(県参考様式 5 - 1 : 融資可の場合)

融 資 審 査 結 果 通 知 書

第

号

令和 年 月 日

様

融資機関名

令和 年 月 日付けで提出のあった借入申込希望書兼経営改善資金計画書を審査した結果、下記金額を融資することは適当と考えますので、借入に係る借入申込書（農業信用基金協会保証の希望がある場合は借入申込書兼債務保証委託申込書）を至急提出してください。

記

(単位：千円)

資 金 名	年度	年度	年度	年度	年度
農業近代化資金					
農業改良資金					
農業経営基盤強化資金					
経営体育成強化資金					
青年等就農資金					

(注) 各年の借入については、資金の必要な時期に借入の手続きを行ってください。

(県参考様式 5－2：融資不可又は猶予の場合)

融 資 審 査 結 果 通 知 書

第

号

令和 年 月 日

様

融資機関名

令和 年 月 日付けで提出のあった借入申込希望書及び経営改善資金計画書を
審査した結果、融資することが不適当と判断しましたので通知します。

(猶予の場合下記を付すこと。)

なお、貴殿が希望する場合は、1 年程度県地域振興局等の指導
を受け、経営能力の向上に努められた後、再度判断します。